

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	297	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るための経済産業省通知の見直し				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までを短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象プラントであっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

補助対象となったプラント等は目的外の使用が限定的にしか認められていないため、例えば、試験研究用に導入した設備等の場合、その試験研究が事業化につながる場合でも、事業化においてはその設備を使用することはできず、設備を十分に活用できない状況が発生する。

【制度改正の必要性等】

このため、償却期間内の補助対象プラントであっても、補助金返還等を行わず商用ベースに転用できるように運用を見直し、企業の事業活動に即した形で、補助金対象施設の柔軟な活用を図り、企業の競争力を強化すべきである。具体的には、平成16年6月10日付け平成16・06・10会課第5号通知「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」の「5. 承認申請等の特例」の(2)に開発試作用施設を本来の開発意図に沿った用途に転用する場合を追加し、補助金返還等が生じないようにすべき。

根拠法令等

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)」において、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産(設備に限る。)の転用については、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付条件を付さないことができるとしており、現行規定の運用で対応できるものと考えております。

なお、個別に問題等生じるケースがありましたら、経済産業省大臣官房会計課又は各事業担当課までご相談ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

提案団体である三重県からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により対応可能なものであると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	685	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	国が地方自治体を經由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、国が実施する地方自治体を經由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)の地方自治体への交付金化

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

多くの地方自治体では、それぞれの創意工夫のもと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する独自の助成制度を実施している。

一方で、国の平成25年度補正予算事業「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業を拡大して実施されているが、地方自治体が直接関与しない制度となっており、地域の事業者の様々な要望や要請等を踏まえた運用がしにくい仕組みとなっている。また、「エネルギー使用合理化等事業者補助金」も同様に、地方自治体が関与しない制度となっている。

横浜市では、新技術・新製品開発に取り組む中小企業を支援する「中小企業新技術・新製品開発促進事業(SBIR)」、中小製造業が行う設備投資等について経費を助成する「中小製造業設備投資等助成事業」を行っているが、国の支援制度は本市制度との一体的な支援とはなっていない。

地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みとすることが必要と考える。国において、過去2か年の補正予算事業等も含め、同種の事業を展開するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が関与できる制度としていただきたい。

※補助金の流れ:経済産業省→横浜市(交付金)

地方自治体が、国の交付金を活用し、独自制度と一体的に中小企業への支援を実施することで、自治体の判断による対象の上乗せや制度拡充、地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的運用、申請手続きの簡素化等が可能となる。

・また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。

根拠法令等

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱

【ものづくり・商業・サービス補助金】

ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、8月11日に公募を終了。

したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない事業であるため、)移管できない

【エネルギー使用合理化等事業支援者補助金】

当該事業は、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的としている。そのため、全業種を対象に全国一律で同じ要件で同一に審査等を行っているところ。

自治体により、特定の事業に対しての支援が必要という判断がある場合は、国で実施する当該補助金とは別に自治体の事業として実施するのが適切と考える。

<参考>

(交付の目的)第2条 この補助金は、民間団体等(以下「補助事業者」という。)が行う、事業者が計画したエネルギー使用合理化及び電気需要平準化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備並びに電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費を補助することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みを構築することがより効果的である。

そのような補助金を新設する場合は、国から直接中小企業等に補助するのみならず、国から地方自治体へ交付金として交付し、自治体の判断により上乗せや拡充など地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた運用が可能となるような、地域の個性を尊重した手法を考慮していただきたい。

全国知事会からの意見

都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新やエネルギー使用合理化等事業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

【ものづくり・商業・サービス補助金】

ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済対策として、これまで国や自治体等で措置してこなかった施策を補正予算で(連続性を有さず)行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要があった。

なお、基準の中で地域性を考慮する必要がある部分については、各都道府県中央会が事務局となっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職員を含めるなど、自治体の施策とも整合性を取っている。

また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われているところ。

【エネルギー使用合理化等事業者支援補助金】

本補助金の目的は、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることにあり、地域特性にかかわらず、全国の中でより省エネルギー効果等の高い事業を支援することが効率的であり、費用対効果を高めることになる。

また、仮に各自治体が執行する場合、

・あらかじめ各自治体が各自治体の企業等の応募予定事業を把握したとしても、全体の応募予定事業の中での比較ができず、どの事業が採択されるか判断ができない。

・本補助金は企業等の設備投資に対して行うものであり、実際に応募するか否かは各企業の状況に応じた経営判断によるため、具体的にどの程度応募がされるかは応募時にないとわからない。

ことから、あらかじめ個別自治体ごとに必要に応じた予算配分をすることができず、その結果予算の不足により高い省エネルギー効果等をもつ事業に対し補助ができなくなれば、本補助金の目的を果たせなくなる。

一例として、平成25年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(予算額310億円)における山口県の採択件数は5件であったが、平成26年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(予算額410億円)における同県の採択件数は34件になっているなど、年度ごとに採択件数にばらつきがある。

よって移管はできないが、制度の充実のため、具体的な支障事例等があればご提案いただき、意見交換を行ってまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	64	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省				

求める措置の具体的内容

特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

特定家庭用機器再商品化法第15条,第16条,第27条,第28条,第52条,第53条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

〈特定家庭用機器再商品化法の理念〉

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。

二次回答【整理番号64】特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 特定家庭用機器再商品化法の理念

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、法における関係主体の義務に係る違反のうち、これまで最も多く起こっている小売業者の製造業者等に対する引渡義務違反（法第10条違反）に対する指導・監督権限について、国から都道府県又は関西広域連合（以下「都道府県等」という。）に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

①都道府県等が小売業者に立入検査を実施した場合、当該小売業者が他の都道府県等の収集運搬業者に委託する場合や他の都道府県等に所在する指定引取場所に運搬する場合には法違反事実の認定をするために他の都道府県等や主務省への照会・協力要請等が必要となることから、現在の経済産業省・環境省による立入検査の対応と比較して行政コストの増大が予想される。

②法第10条違反については同法施行規則第3条において引渡義務の例外が規定されており、当該規定に該当するか否かについては、法解釈が困難な事案も散見されるため、都道府県等ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果としてユーザーや製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、経済産業省・環境省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

③法第10条違反があった場合には、故意性、料金徴収の有無、被害金額、違反台数等を総合的に勘案して法第15条に基づく指導・助言を行うか、法第16条に基づく勧告を行うかを個々の違反事案ごとに判断しているが、都道府県等ごとに判断することによる対応のば

らつきが懸念され、結果としてユーザー、製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、当該判断がばらついた場合に、経済産業省・環境省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

一方、法は廃棄物処理法の特別法であり、廃棄物処理法に基づく適正処理を排除するものではないが、廃棄物処理法の許可を有しない事業者による特定家庭用機器廃棄物の不適正な処理が問題となっている。これらの問題を解決するためには、提案いただいた県を含め、都道府県が、産業廃棄物処理業許可業者等に対する報告徴収・立入検査、措置命令を行う権限に基づき、無許可業者による不適正処理に対して厳格な取締りを主体的に実施していただくことが必要である。各都道府県がこれらの取組を実施し、国は法違反に対して厳格に対応することを通じて、社会全体での特定家庭用機器廃棄物の適正かつ円滑なリサイクルが推進され、より一層循環型社会の形成に寄与することから、引き続き、適切な役割分担の下で連携・協力して、取り組んでまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	154	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省				

求める措置の具体的内容

特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、権限を移譲すべき。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

〈特定家庭用機器再商品化法の理念〉

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。

二次回答【整理番号 154】特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲

(1) 特定家庭用機器再商品化法の理念

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「法」という。）は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、特定家庭用機器再商品化法における関係主体の義務に係る違反のうち、これまで最も多く起こっている小売業者の製造業者等に対する引渡義務違反（法第 10 条違反）に対する指導・監督権限について、国から都道府県又は関西広域連合（以下「都道府県等」という。）に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

①都道府県等が小売業者に立入検査を実施した場合、当該小売業者が他の都道府県等の収集運搬業者に委託する場合や他の都道府県等に所在する指定引取場所に運搬する場合には法違反事実の認定をするために他の都道府県等や主務省への照会・協力要請等が必要となることから、現在の経済産業省・環境省による立入検査の対応と比較して行政コストの増大が予想される。

②法第 10 条違反については同法施行規則第 3 条において引渡義務の例外が規定されており、当該規定に該当するか否かについては、法解釈が困難な事案も散見されるため、都道府県等ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果としてユーザーや製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、経済産業省・環境省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

③法第 10 条違反があった場合には、故意性、料金徴収の有無、被害金額、違反台数等を総合的に勘案して法第 15 条に基づく指導・助言を行うか、法第 16 条に基づく勧告を行うか

を個々の違反事案ごとに判断しているが、都道府県等ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果としてユーザー、製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、当該判断がばらついた場合に、経済産業省・環境省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

一方、特定家庭用機器再商品化法は廃棄物処理法の特別法であり、廃棄物処理法に基づく適正処理を排除するものではないが、廃棄物処理法の許可を有しない事業者による特定家庭用機器廃棄物の不適正な処理が問題となっている。これらの問題を解決するためには、提案いただいた県を含め、都道府県が、産業廃棄物処理業許可業者等に対する報告徴収・立入検査、措置命令を行う権限に基づき、無許可業者による不適正処理に対して厳格な取締りを主体的に実施していただくことが必要である。各都道府県がこれらの取組を実施し、国は特定家庭用機器再商品化法違反に対して厳格に対応することを通じて、社会全体での特定家庭用機器廃棄物の適正かつ円滑なリサイクルが推進され、より一層循環型社会の形成に寄与することから、引き続き、適切な役割分担の下で連携・協力して、取り組んでまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	772	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
現在、一の都道府県内にのみに事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。

【支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【移譲による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。
なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。

根拠法令等

特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

〈特定家庭用機器再商品化法の理念〉

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。

(別紙)

二次回答【整理番号 7 7 2】特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 特定家庭用機器再商品化法の理念

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「法」という。）は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、特定家庭用機器再商品化法における関係主体の義務に係る違反のうち、これまで最も多く起こっている小売業者の製造業者等に対する引渡義務違反（法第 10 条違反）に対する指導・監督権限について、国から都道府県又は関西広域連合（以下「都道府県等」という。）に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

①都道府県等が小売業者に立入検査を実施した場合、当該小売業者が他の都道府県等の収集運搬業者に委託する場合や他の都道府県等に所在する指定引取場所に運搬する場合には法違反事実の認定をするために他の都道府県等や主務省への照会・協力要請等が必要となることから、現在の経済産業省・環境省による立入検査の対応と比較して行政コストの増大が予想される。

②法第 10 条違反については同法施行規則第 3 条において引渡義務の例外が規定されており、当該規定に該当するか否かについては、法解釈が困難な事案も散見されるため、都道府県等ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果としてユーザーや製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、経済産業省・環境省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

③法第 10 条違反があった場合には、故意性、料金徴収の有無、被害金額、違反台数等を総合的に勘案して法第 15 条に基づく指導・助言を行うか、法第 16 条に基づく勧告を行うかを個々の違反事案ごとに判断しているが、都道府県等ごとに判断することによる対応のば

らつきが懸念され、結果としてユーザー、製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、当該判断がばらついた場合に、経済産業省・環境省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

一方、特定家庭用機器再商品化法は廃棄物処理法の特別法であり、廃棄物処理法に基づく適正処理を排除するものではないが、廃棄物処理法の許可を有しない事業者による特定家庭用機器廃棄物の不適正な処理が問題となっている。これらの問題を解決するためには、提案いただいた県を含め、都道府県が、産業廃棄物処理業許可業者等に対する報告徴収・立入検査、措置命令を行う権限に基づき、無許可業者による不適正処理に対して厳格な取締りを主体的に実施していただくことが必要である。各都道府県がこれらの取組を実施し、国は特定家庭用機器再商品化法違反に対して厳格に対応することを通じて、社会全体での特定家庭用機器廃棄物の適正かつ円滑なリサイクルが推進され、より一層循環型社会の形成に寄与することから、引き続き、適切な役割分担の下で連携・協力して、取り組んでまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	773	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。
特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっていることから、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点
仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。
(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 7 7 3】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第 21 条第 1 項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法 15 条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法 18 条）が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。

- ① 特定事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大し、迅速性は阻害される。
- ② 貴県が認定特定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストが増大し迅速性が阻害される。
- ③ 全国統一的な観点からの指導等の実施を担保するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の国による一括的対応と比較して、行政コストが増大し迅速性が阻害される。

(3) 貴県の意見について

貴県の意見についての説明によれば、廃棄物処理計画で定めるリサイクル率とは、「再生利用量÷排出量×100」という定義であり、そのリサイクル率の目標達成のために、特定事業者等に対して指導を行いたいとのことだが、貴県における廃棄物排出量に占める再生利用可能な容器包装ごみの量を算出して定める率であるなら、後者は消費者が排出した廃棄物を市町村が分別収集を行った後に数値化されるものであるため、特定事業者等への指導等が容器包装のリサイクル率向上に直接寄与する度合いは小さく、多大な行政コストを投じて制度を変更するほどの効果を生むとは考えられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	974	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっていることから、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴広域連合内におのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 9 7 4】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第 21 条第 1 項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法 15 条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法 18 条）が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴広域連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。

- ① 特定事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴広域連合は当該事業者に係る従来から貴広域連合に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大し、迅速性は阻害される。
- ② 貴広域連合が認定特定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストが増大し迅速性が阻害される。
- ③ 全国統一的な観点からの指導等の実施を担保するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の国による一括的対応と比較して、行政コストが増大し迅速性が阻害される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	978	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				

制度の所管・関係府省

環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:74、371者、自主回収認定業者:70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっていることから、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 9 7 8】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の都道府県への移譲

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第 21 条第 1 項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法 15 条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法 18 条）が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。

- ① 特定事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大し、迅速性は阻害される。
- ② 貴県が認定特定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストが増大し迅速性が阻害される。
- ③ 全国統一的な観点からの指導等の実施を担保するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の国による一括的対応と比較して、行政コストが増大し迅速性が阻害される。

(3) 貴県の意見について

貴県の意見についての説明によれば、貴県が想定する3R等に関する消費者への啓発等の一連の施策を実施する上で具体的な支障は生じていないとのことだが、3Rの普及啓発については、容器包装リサイクル法において国の責務とされ、国としても各種取組を進めているところである。貴県の自主的な取組と国の取組等とで連携を深めることで、貴県の3R促進の取組の効果向上につながるがあれば、協力して参りたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	775	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、公表、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

(1)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に派生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分させる量を減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 775】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下、「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県が、食品関連事業者等に立入検査を実施した場合、

- ① 食品関連事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、都道府県と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ② 再生利用事業計画の認定に関しては、食品循環資源を用いた特定肥飼料等の製造から利用、それにより生産された農畜水産物等の利用についての一連の計画を認定している。そのため、再生利用事業計画に基づき行われる食品循環資源の再生利用については、参加業者や施設、事業範囲について一定程度の広がりが見込まれており、また、製造、流通、再生利用など段階により指導対象も異なるため、指導方針も多岐にわたる。よって、認定された再生利用事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、場合によっては、複数の都道府県での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要である。同様に、食品関連事業者において、熱回収が認められる条件の1つとして、食品残さを排出する事業場から75km圏内に再生利用施設が存在しないこと等があるが、この判断については、多くの都道府県について、他の都道府県における施設の設置状況等についての確認が必要となる。このように、一の都道府県ごとでは確認が困難となる事態が見込まれる。また、都道府県等間の照会・協力要請等で対応するとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の農林水産省及び環境省を中心とした立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ③ 貴県が登録再生利用事業者や認定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、登録及び認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ④ 食品関連事業者による再生利用等の実施、登録再生利用事業者による再生利用事業の実施、認定事業者による再生利用事業計画に基づく事業の実施は、それぞれ、食品関連事業者の判断基準、再生利用事業を行う者の登録に関する省令、再生利用事業計画の認定に関する省令等に沿ったものとなっているが、それに沿って再生利用等が適切になされているかの判断については、都道府県ごとに対応のばらつきが懸念され、事

業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として食品循環資源の適正な再生利用がなされず、国益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついていた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。

(3) 貴県の意見について

貴県の意見についての説明によれば、廃棄物処理計画で定めるリサイクル率とは、「再生利用量÷排出量×100」という定義であり、そのリサイクル率の目標達成のために、特定事業者等に対して指導を行いたいとのことだが、貴県における廃棄物排出量に占める再生利用可能な食品循環資源の量を算出して定める率であるなら、後者は消費者が排出した廃棄物を市町村が分別収集を行った後に数値化されるものであるため、特定事業者等への指導等が食品循環資源のリサイクル率向上に直接寄与する度合いは小さく、多大な行政コストを投じて制度を変更するほどの効果を生むとは考えられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	975	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

(1)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に派生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分させる量を減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 975】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下、「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴広域連合が、食品関連事業者等に立入検査を実施した場合、

- ① 食品関連事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴広域連合は当該事業者に係る従来から貴広域連合に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、都道府県と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ② 再生利用事業計画の認定に関しては、食品循環資源を用いた特定肥飼料等の製造から利用、それにより生産された農畜水産物等の利用についての一連の計画を認定している。そのため、再生利用事業計画に基づき行われる食品循環資源の再生利用については、参加業者や施設、事業範囲について一定程度の広がりが見込まれており、また、製造、流通、再生利用など段階により指導対象も異なるため、指導方針も多岐にわたる。よって、認定された再生利用事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、場合によっては、複数の都道府県または広域連合（以下「都道府県等」という。）での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要である。同様に、食品関連事業者において、熱回収が認められる条件の1つとして、食品残さを排出する事業場から75km圏内に再生利用施設が存在しないこと等があるが、この判断については、多くの都道府県等について、他の都道府県等における施設の設置状況等についての確認が必要となる。このように、一の都道府県等ごとでは確認が困難となる事態が想定される。また、都道府県等間の照会・協力要請等で対応するとしても、複数の都道府県等間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の農林水産省及び環境省を中心とした立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ③ 貴広域連合が登録再生利用事業者や認定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、登録及び認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県等への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ④ 食品関連事業者による再生利用等の実施、登録再生利用事業者による再生利用事業の実施、認定事業者による再生利用事業計画に基づく事業の実施は、それぞれ、食品関連事業者の判断基準、再生利用事業を行う者の登録に関する省令、再生利用事業計画の認定に関する省令等に沿ったものとなっているが、それに沿って再生利用等が適切

になされているかの判断については、都道府県等ごとに対応のばらつきが懸念され、事業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として食品循環資源の適正な再生利用がなされず、国益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	979	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

(1)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に派生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分させる量を減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 9 7 9】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下、「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県が、食品関連事業者等に立入検査を実施した場合、

- ① 食品関連事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、都道府県と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ② 再生利用事業計画の認定に関しては、食品循環資源を用いた特定肥飼料等の製造から利用、それにより生産された農畜水産物等の利用についての一連の計画を認定している。そのため、再生利用事業計画に基づき行われる食品循環資源の再生利用については、参加業者や施設、事業範囲について一定程度の広がりが見込まれており、また、製造、流通、再生利用など段階により指導対象も異なるため、指導方針も多岐にわたる。よって、認定された再生利用事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、場合によっては、複数の都道府県での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要である。同様に、食品関連事業者において、熱回収が認められる条件の1つとして、食品残さを排出する事業場から75km圏内に再生利用施設が存在しないこと等があるが、この判断については、多くの都道府県について、他の都道府県における施設の設置状況等についての確認が必要となる。このように、一の都道府県ごとでは確認が困難となる事態が想定される。また、都道府県等間の照会・協力要請等で対応するとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の農林水産省及び環境省を中心とした立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ③ 貴県が登録再生利用事業者や認定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、登録及び認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ④ 食品関連事業者による再生利用等の実施、登録再生利用事業者による再生利用事業の実施、認定事業者による再生利用事業計画に基づく事業の実施は、それぞれ、食品関連事業者の判断基準、再生利用事業を行う者の登録に関する省令、再生利用事業計画の認定に関する省令等に沿ったものとなっているが、それに沿って再生利用等が適切になされているかの判断については、都道府県ごとに対応のばらつきが懸念され、事

業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として食品循環資源の適正な再生利用がなされず、国益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。

(3) 貴県の意見について

貴県の意見についての説明によれば、貴県が想定する 3R 等に関する消費者への啓発等の一連の施策を実施する上で具体的な支障は生じていないとのことだが、3R の普及啓発については、食品リサイクル法において国の責務とされ、国としても各種取組を進めているところである。貴県の自主的な取組と国の取組等とで連携を深めることで、貴県の 3R 促進の取組の効果向上につながる如果能够あれば、協力して参りたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	776	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。
なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。

なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

(1)資源の有効な利用の促進に関する法律の理念

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。

具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な市町村において地域の実情に応じて適正に処理する産業廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製造及び製品は一地域で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、おおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2)貴県の意見について (別紙に記載)

(3)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

二次回答【整理番号 776 : 兵庫県、徳島県】資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律の理念

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源法」という。）は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。

具体的には、製品の製造段階における 3 R 対策、設計段階における 3 R の配慮（原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等）、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令（「判断の基準となるべき事項」）として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位（製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない）で 3 R を実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 貴県の意見について

貴県の意見によれば、「廃棄物処理法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導等を実施することができる」とあるが、資源法は、廃棄物が適正に処理されることを担保するものではなく、製造事業者における製品の製造段階における取り組みを促進するものである。また、事業者への統一的な指導を実施することができるということだが、資源法で対象にしている事業者は、動脈産業側（製造事業者）であり、静脈産業側（廃棄物排出又は処理事業者）を指導対象としている廃棄物処理法とは対象が異なり、統一的な指導は困難である。

また、貴県の意見についての説明によれば、廃棄物処理計画で定めるリサイクル率は再生利用量/排出量により算出されるとのことであるが、廃棄物処理法と異なり、資源法は製造段階における 3 R の取り組みを促進するものであるから、直接、リサイクル率の向上につながるものではない。

更に、廃棄物処理法においては、比較的明確な処理基準があるが、資源法に基づく指導・勧告・公表にあたっては、技術の進捗等を総合的に判断することが必要であり、また、命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等における専門的意見を聴いて行うこととなっている。このように同法における指導等は、廃棄物処理法の指導とは性質が異なるものであり、同様の対応は困難である。

(3) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する製造事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。

① 製造事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大する。

② 製造事業者等が複数の都道府県に事業所を設けた場合、権限を移譲された複数の都道府県がそれぞれに設けられた事業所に指導等を行うことになる。

資源法に基づく指導等は、技術の進捗等を総合的に判断した上で行うため、事業所のある都道府県全てで統一的な指導が行えず、製造事業者等の大きな混乱を招く。

③ 製造事業者等の事業所に立ち入った結果、製造事業者等の取組が不十分と考えられる事実があった場合、指導等を行うか否かに関して都道府県ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果として製造業者等に対して過剰な不利益を及ぼす恐れがある。仮に、当該判断がばらついた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、現在の国による立入検査等の対応と比較して行政コストが増大する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	774	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

根拠法令等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条

報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ様式や社会実験による検討を求める。

(1)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行うことを求めることにより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型家電の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの小電リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 7 7 4】使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、都道府県が、国が認定した認定事業者に立入検査を実施した場合、

- ① 原則として認定事業者は隣接する 3 以上の都道府県を回収エリアに含める必要があると共に、国は、法第 10 条で定める再資源化事業計画において、認定事業者のみならずその委託先及び資源の売却先まで含めて一連の計画として認定している。すなわち、法の下で行われる使用済小型電子機器等の処分については、都道府県内の業者や施設のみで完結することは基本的に想定されていない。そのため、認定された再資源化事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、複数の都道府県での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要であり、都道府県ごとの立入検査では確認が困難である。また、都道府県間の照会・協力要請等でも対応するとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の環境省・経済産業省による立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大が予想

される。

- ② 再資源化事業計画は、法施行規則第4条「再資源化事業の内容の基準」に沿ったものとなっているが、これに沿って再資源化事業が適切になされているかの判断については、都道府県ごとに対応のばらつきが懸念され、認定事業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用がなされず、法益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、環境省・経済産業省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

また、認定事業者が申請する再資源化事業計画の回収エリアについては、事業採算性の向上等を見込んで戦略的に広域での回収を促進していくにあたり、随時、収集エリアの拡大等の変更がなされる可能性がある。上述のように都道府県ごとに判断がばらついた場合、従前の計画との齟齬が生じる等により、認定事業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがあるとともに、全国統一的な観点で広域に使用済小型電子機器等を回収する本制度の適切な運用が難しくなる。

(3) 貴県の意見について

貴県の意見についての説明によれば、廃棄物処理計画で定めるリサイクル率とは、「再生利用量÷排出量×100」という定義であり、そのリサイクル率の目標達成のために、特定事業者等に対して指導を行いたいとのことだが、貴県における廃棄物排出量に占める使用済み小型電子機器の量を算出して定める率であるなら、後者は消費者が排出した廃棄物を市町村が分別収集を行った後に数値化されるものであるため、特定事業者等への指導等が使用済み小型電子機器のリサイクル率向上に直接寄与する度合いは小さく、多大な行政コストを投じて制度を変更するほどの効果を生むとは考えられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	977	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条

報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行うことを求めることにより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型家電の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの小電リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴広域連合内にもみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 9 7 7】使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、都道府県又は関西広域連合(以下「都道府県等」という。)が、認定事業者に立入検査を実施した場合、

- ① 原則として認定事業者は隣接する 3 以上の都道府県を回収エリアに含める必要があると共に、国は、法第 10 条で定める再資源化事業計画において、認定事業者のみならずその委託先及び資源の売却先まで含めて一連の計画として認定している。すなわち、法の下で行われる使用済小型電子機器等の処分については、都道府県等内の業者や施設のみで完結することは基本的に想定されていない。そのため、認定された再資源化事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、複数の都道府県等での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要であり、都道府県等ごとの立入検査では確認が困難である。また、都道府県等間の照会・協力要請等で対応するとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現

在の環境省・経済産業省による立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大が予想される。

- ② 再資源化事業計画は、法施行規則第4条「再資源化事業の内容の基準」に沿ったものとなっているが、これに沿って再資源化事業が適切になされているかの判断については、都道府県等ごとに対応のばらつきが懸念され、認定事業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用がなされず、法益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、環境省・経済産業省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

また、認定事業者が申請する再資源化事業計画の回収エリアについては、事業採算性の向上等を見込んで戦略的に広域での回収を促進していくにあたり、随時、収集エリアの拡大等の変更がなされる可能性がある。上述のように都道府県ごとに判断がばらついた場合、従前の計画との齟齬が生じる等により、認定事業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがあるとともに、全国統一的な観点で広域に使用済小型電子機器等を回収する本制度の適切な運用が難しくなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	981	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条

報告徴収・立入検査等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、小型家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

全国知事会からの意見

手挙げ様式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域のかつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行うことを求めることにより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型家電の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの小電リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。

(別紙あり)

(別紙)

二次回答【整理番号 9 8 1】使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、都道府県が、国が認定した認定事業者に立入検査を実施した場合、

- ① 原則として認定事業者は隣接する 3 以上の都道府県を回収エリアに含める必要があると共に、国は、法第 10 条で定める再資源化事業計画において、認定事業者のみならずその委託先及び資源の売却先まで含めて一連の計画として認定している。すなわち、法の下で行われる使用済小型電子機器等の処分については、都道府県内の業者や施設のみで完結することは基本的に想定されていない。そのため、認定された再資源化事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、複数の都道府県での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要であり、都道府県ごとの立入検査では確認が困難である。また、都道府県間の照会・協力要請等で対応可能とするとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の環境省・経済産業省による立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大が

予想される。

- ② 再資源化事業計画は、法施行規則第4条「再資源化事業の内容の基準」に沿ったものとなっているが、これに沿って再資源化事業が適切になされているかの判断については、都道府県ごとに対応のばらつきが懸念され、認定事業者間に不公平や指導等のおそれが生じるおそれがあるとともに、結果として廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用がなされず、法益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、環境省・経済産業省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

また、認定事業者が申請する再資源化事業計画の回収エリアについては、事業採算性の向上等を見込んで戦略的に広域での回収を促進していくにあたり、随時、収集エリアの拡大等の変更がなされる可能性がある。上述のように都道府県ごとに判断がばらついた場合、従前の計画との齟齬が生じる等により、認定事業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがあるとともに、全国統一的な観点で広域に使用済小型電子機器等を回収する本制度の適切な運用が難しくなる。

(3) 貴県の意見について

貴県の意見についての説明によれば、貴県が想定する3R等に関する消費者への啓発等の一連の施策を実施する上で具体的な支障は生じていないとのことだが、3Rの普及啓発については、小型家電リサイクル法において国の責務とされ、国としても各種取組を進めているところである。貴県の自主的な取組と国の取組等とで連携を深めることで、貴県の3R促進の取組の効果向上につながる如果能够あれば、協力して参りたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	976	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省				

求める措置の具体的内容

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条,第38条,第130条第3項,第131条第2項

指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各経済産業局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

(1)自動車リサイクル法の理念

自動車リサイクル法(以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の有効な利用が十分に行われていない状況等に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等(以下「メーカー等」という。)による使用済自動車に係る廃棄物の引取り等に関する事項を定めるものである。法によって、メーカー等は、特定再資源化等物品の再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを新車販売時までに公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。

メーカー等が行う再資源化等は、再資源化等に要する費用等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。

また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一個の認定行為を行っているものであり、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、メーカー等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。

なお、貴連合が要求する権限のうち、メーカー等に関するものについては、貴連合の管轄区域内のみに事業所を有するメーカー等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。

(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴連合の管轄区域内にのみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。

地方分権 二次回答（別紙）

（整理番号 976：関西広域連合）

（１）使用済自動車の再資源化等に関する法律の理念

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）は、使用済自動車に係る廃棄物の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等による使用済自動車に係る廃棄物の引取り及び引渡し並びにその再資源化等の実施に関する事項を定めるものである。法によって、自動車製造業者等は、自らが製造等をした自動車に係る廃棄物を引き取って再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを再資源化等料金として新車販売時まで公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。

法に基づき自動車製造業者等が行う特定再資源化等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指定引取場所の配置、特定再資源化等物品の性状、自動車の流通形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。

また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、当該再資源化等が生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方にに基づき、国としての一個の認定行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。

なお、貴連合が要求する権限のうち、自動車製造業者等に関するものについては、貴連合の管轄区域内のみに事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。

（２）仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、関西広域連合内にのみ事業所を有する自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から関西広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

- ① 自動車製造業者等又はその委託を受けた者が他の都道府県にも事業所を設けた場合、権限を移譲された関西広域連合は権限を失うこととなるため、都道府県又は関西広域

連合と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の経済産業省及び環境省による対応と比較して行政コストの増大が予想される。

- ② 関西広域連合が自動車製造業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、その判断を行うための情報を得るために都道府県又は関西広域連合への照会、協力要請等が必要となることから、現在の経済産業省及び環境省による立入検査の対応と比較して行政コストの増大が予想される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	980	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省				

求める措置の具体的内容

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、自動車リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

(1)自動車リサイクル法の理念

自動車リサイクル法(以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の有効な利用が十分に行われていない状況等に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等(以下「メーカー等」という。)による使用済自動車に係る廃棄物の引取り等に関する事項を定めるものである。法によって、メーカー等は、特定再資源化等物品の再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを新車販売時まで公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。

メーカー等が行う再資源化等は、再資源化等に要する費用等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。

また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一つの認定行為を行っているものであり、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、メーカー等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。

なお、貴県が要求する権限のうち、メーカー等に関するものについては、貴県の管轄区域内のみに事業所を有するメーカー等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、一の都道府県内にのみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から都道府県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。

(別紙あり)

地方分権 二次回答（別紙）

（整理番号 980：鳥取県）

（１）使用済自動車の再資源化等に関する法律の理念

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）は、使用済自動車に係る廃棄物の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等による使用済自動車に係る廃棄物の引取り及び引渡し並びにその再資源化等の実施に関する事項を定めるものである。法によって、自動車製造業者等は、自らが製造等をした自動車に係る廃棄物を引き取って再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを再資源化等料金として新車販売時まで公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。

法に基づき自動車製造業者等が行う特定再資源化等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指定引取場所の配置、特定再資源化等物品の性状、自動車の流通形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。

また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、当該再資源化等が生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方にに基づき、国としての一個の認定行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。

なお、貴県が要求する権限のうち、自動車製造業者等に関するものについては、一の都道府県の管轄区域内のみに事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。

（２）仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、一の都道府県内にのみ事業所を有する自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から都道府県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

- ① 自動車製造業者等又はその委託を受けた者が他の都道府県にも事業所を設けた場合、権限を移譲された都道府県は権限を失うこととなるため、都道府県と国において事業

所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の経済産業省及び環境省による対応と比較して行政コストの増大が予想される。

- ② 都道府県が自動車製造業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、その判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の経済産業省及び環境省による立入検査の対応と比較して行政コストの増大が予想される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	584	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和				
提案団体	北海道				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づく計量証明事業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければ、農業者に分析値の提供ができなくなった。

【支障事例】
農業者は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自らが判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト削減に努めている。このため、25年10月に、北海道と農業団体が開催した、土壌分析施設関係者を対象とした説明会では、複数の農協から、「農協が行う土壌分析については、計量証明事業の適用除外とすべき」との意見が出されており、JA北海道中央会の会議の場においても同様の意見が出ている。さらに、北海道では、クリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地域”北海道”が果たしてきた役割に大きな支障が生じる恐れがある。

【制度改正の必要性】
JA等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための営農指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であり、分析結果の評価についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要がないものとする。

【懸念の解消策】
計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。

根拠法令等

計量法第107条第2号
計量法施行令第28条第1号

計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関し、業務上他人に真実である旨を表明することであり、反復継続して行う場合は「計量証明事業」に該当する。したがって、JAが農地の土壌分析を行い、その分析値を農業者に示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復継続して行う場合は、計量証明事業に該当するため、都道府県知事への計量証明事業としての登録が必要となる。

ただし、例えば、

- ①JAが土壌分析を行うものの、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥量等について、農業者を指導する場合や
- ②農業者自身が土壌分析を行い、その分析結果を使用して、自作地の施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事業には該当しない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

計量法については、高度経済成長期における公害問題を契機に、昭和49年の法改正により環境計量士が新設されるとともに、平成4年には、環境計量士を「濃度関係」と「騒音・振動関係」に区分することにより、環境計量士の専門性を高めることとして法改正が行われたものと理解している。

そもそも農家の施肥設計のためにJA等が行う農地の土壌分析については、公害問題などの有害物質の測定を目的としたものではないこと、また、環境計量士でなければ適正な土壌分析ができないと言い難く、特に専門性が求められるものではないと思われることから、計量法の改正の主旨には馴染まないものであり、また、これまでも何ら問題が生じておらず、現行の計量法が農地の土壌分析の実態に合っていないものとする。

また、土壌分析値を農家に提示できないことにより、①作物ごとに最適なPHが異なるが、任意の調整が行えない、②基準領域内であっても、上限値・中間値・下限値なのかわからないため、施肥量の調整を行うことができない、③土壌養分の傾向が蓄積傾向なのか欠乏傾向なのか把握できないため、施肥による土壌養分のコントロールができない、などの問題を生じることとなる。特に②について、北海道は都府県に比べ大規模な専業農家が多いことから、土壌分析結果に基づく施肥量の調整によるコスト削減に積極的に取り組んでいるが、それらが実施できないことにより、農家経営に大きな影響を及ぼすことになる。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

計量法において環境計量証明を規制した背景として、当時の公害問題を契機としていたことは事実であるが、現行の計量法における環境計量証明の範囲は必ずしも公害に関するものに限定している訳ではない。

提案内容は、環境計量士の配置の困難性や、簡易な測定に基づく簡便な分析値を用いていることを根拠として「計量証明」からの除外を希望するというものだが、例外措置の必要性の有無は、環境計量士の配置の困難性や計測手法の如何により判断されるものではない。証明行為の適切な実施の確保の観点からも引き続き現行の制度に則って対応されたい。

なお、他の地方自治体におけるJAにおいては、計量証明事業者の登録をしているところや、職員に環境計量士の資格を取得させているところが既に存在している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	634	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

計量器の検定等を行う計量器の検査(基準器検査)については、計量法施行令第25条第1項及び基準器検査規則第5条第1項第3号により都道府県が検査を行うものが定められている。

県の計量検定所が所持する全量25Lを超える燃料油メーターの検査に使用する液体メーター用基準タンク(50L、200L)は、県が検査を行うことはできず、茨城県に所在する(独)産業技術総合研究所にて基準器検査を受検する必要がある。また、検査は、計量法第104条により、5年に1回受けることとされている。基準器検査の受検にあたっては、基準器運搬に多額の費用がかかり、検査期間も1~2ヶ月を要し、検査に職員の同行が必要なことから大きな負担となっている。

【制度改正の必要性】

都道府県が基準器検査を行えるようにすることで、運搬費用や時間を軽減することができることから、基準器検査規則第5条第1項第3号について、「全量が25L以下の」要件を削除することを提案する。

なお、県では、液体メーター用基準タンクの他に、法104条に基づき定期的に検査を受けている基準器(10L、5L、その他の基準フラスコ)を所持しており、この基準器を活用することにより、適切な基準器(液体メーター用タンク)検査を実施することが可能である。

根拠法令等

計量法施行令第25条
基準器検査規則第5条第1項第3号

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

10L、5L、その他の基準フラスコを用いて全量25Lを超える50L、200Lといった液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を行うことは、検査の精度を確保することができないため、適正な計量の実施の確保という計量法の目的に照らして適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全量が25Lを超え200L以下の基準タンクについては、国が適正計量の実施を担保するだけの、技術的能力と検査設備を整えていると判断する都道府県を認定することで、都道府県が検査を行うことができるよう、お願いしたい。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

基準タンクの容量が大きくなればなる程、誤差が大きくなるため、現状の検査体制に加え、恒温・恒湿環境の調整等の検査設備や環境を整備する必要がある。また、設備の維持管理には、高い技術的能力・ノウハウ、費用が必要となる。

したがって、現在、大容量の基準タンクについては、産総研の設備及び専門家を配置して検査を行っている。仮に、都道府県自らが基準器検査を行うのであれば、国家標準と同等の精度を持って検査するための検査設備、技術的能力・ノウハウが求められ、その水準は、国家標準を有する産総研と同等でなければならない。

仮に、産総研と同等の水準にない方法によって、結果的に一定の誤差が生じてしまう場合には、当該大容量基準タンクに合格した基準器の利用者から連鎖的に誤差が拡大する可能性がある。また、その影響は特定の都道府県のみならず、計量法における適正な計量の法体系が脅かされる可能性が大きい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	456	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

JISマークの認証に関して
一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務
認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。
本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものとする。
ただし、地域別に手続きの相違が生じないように統一した手引きなどの整備は事前に必要となるものとする。

根拠法令等

工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、25条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項

●登録認証機関の登録等については、WTO/TBT協定等の関係もあり、国内だけにとどまらず、国際的な整合性・信頼性確保の視点が重要である。国際的に、信頼性や質の向上等の観点から登録(認定)する主体を各国内で集約化していく流れがある中、登録主体の複数化や輻輳化を招来する広域的实施体制への移譲検討は、国内の登録業務の整合性・効率性を低下させるのみならず、制度の国際的な信頼性低下や国際貿易紛争等を惹起するおそれがある。また、認証機関の事務所の変更(追加・廃止等)により、その登録先が変更になることが想定されるが、登録主体が異なる以上、新たな登録主体は現地審査を含めた登録審査を白地から再度行わざるを得ず、登録主体と認証機関のいずれにとっても、極めて非効率な業務執行となる。

●認証を受けた事業者等に対する立入検査等の移譲については、昨年11月の「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針に係る事務・権限の意向確認」において「工業標準化法(昭24法185)に基づく認証製造業者等、認証加工業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査」については、国から地方公共団体への移譲が可能としたところ、全国知事会からは、以下の回答を得た。(事務連絡 平成25年11月22日 全国知事会事務局)。
「提示された内容では、地方が求める処分権限との一体移譲ではなく、報告徴収・立入検査事務のみ移譲することとされており、これでは責任ある対応が取れないため、移譲の受け入れは困難である」
したがって、現在の状況では、対応は不可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

・報告徴収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。
・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

各府省からの第2次回答

全国知事会のご指摘については、昨年11月に次の理由から「報告徴収・立入検査事務のみ移譲すること」と回答した。現在の状況では、引き続き、対応は不可能。

「一都道府県の認証製造事業者等の製造拠点に対する立入検査等で不適合が発見された場合、同一企業の傘下において同じ品質管理を行う他の都道府県において認証を取得している製造拠点が存在する場合、そこにおいても同種の問題が生じている可能性が考えられる。また、同じJIS製品の認証を取得している同業他社においても、同様の問題が生じている蓋然性が高いと考えられる場合がある。

こうした際に、一都道府県内にのみ存在する製造拠点に対する当該都道府県からの表示除去命令の処分は、他県の拠点に対する処分とはならないことから対応が不十分であることは明白であり、また、当該都道府県内だけに対する対応では、他県の同業他社等に対し、浮かび上がった問題についての対応を均一、迅速に水平展開し、必要に応じて公平に表示除去命令を下し、かつ、それが全国一律に実施されることを確実にすることは難しいと考えられる。」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	504	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。

現在は、国(経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。

根拠法令等

計量法第93条、第94条、第98条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

電気計器の品質確保は、電気の取引の適正な実施の確保、ひいては電気の安定供給の確保に不可欠であり、スマートメーターの早期導入が求められる中、その重要性は増している。このように、電気計器の品質確保は、我が国のエネルギー政策に密接に関わることであり、指定製造業者への立入検査等は、全国統一的な基準の下で実施される必要があることから、引き続き、国が実施することが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・全国統一的な基準の下で実施されることが必要とのご指摘については、国と都道府県間で連絡調整を行うことで、地域の実情も活かしつつ、統一的かつ機動的に実施できることから、手続きに係る時間の短縮及び地域の実情に応じた対応を図るためにも都道府県が実施すべきである。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

電気計器に関する立入検査等に当たっては全国統一的な対応が求められることから、権限移譲については慎重に検討すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

指定製造業者は、現在、全国で12事業所しか存在しておらず、立入検査等の業務は当該事業所が所在する区域を管轄する経済産業局に権限委譲されていることから、事業者から手続きに時間がかかり過ぎる等の御指摘をいただいたことは一切ない。逆に、仮に、事業所を所管する各都道府県が立入検査等を行うこととなった場合、複数の県域をまたがって事業所を設置している製造事業者にとっては手続申請先が複数となり負担増となる等の恐れがある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	470	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。

- * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
- * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)

産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。

根拠法令等

科学技術基本計画
地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業))
交付要綱
地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業))
交付要綱

地域新成長産業創出促進事業費補助金に関し、地域新産業集積戦略推進事業（以下「戦略推進事業」）及びイノベーション基盤強化事業（以下「基盤強化事業」）は、地方自治体の行政区域を跨がる広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力等を有効に活用した、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としていた。

この観点から、より効果的に広域経済圏におけるネットワーク強化やイノベーション創出を促すため、戦略推進事業については経済産業局、基盤強化事業については経済産業省本省が執行を担当していた。

また、事業スキームにおいても都道府県外での産学官のネットワーク構築を要件としているため、都道府県に本事業の執行を委譲するよりも上述の執行体制がより適当であったと考える。

なお、本事業は平成25年度で事業を終了している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

・地域技術の振興への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域技術の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同種の事業を行う場合は、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

地域新成長産業創出促進事業費補助金に関し、地域新産業集積戦略推進事業（以下「戦略推進事業」）及びイノベーション基盤強化事業（以下「基盤強化事業」）は、地方自治体の行政区域を跨がる広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力等を有効に活用した、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としていた。

この観点から、より効果的に広域経済圏におけるネットワーク強化やイノベーション創出を促すため、戦略推進事業については経済産業局、基盤強化事業については経済産業省本省が執行を担当していた。

また、事業スキームにおいても都道府県外での産学官のネットワーク構築を要件としているため、都道府県に本事業の執行を委譲するよりも上述の執行体制がより適当であった。

なお、本事業は平成25年度で事業を終了しているため、対応不可。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	940	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。

- * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
- * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)

産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。

根拠法令等

「産学人材育成パートナーシップ今後の取組の方向性について」
ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業公募要領

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、現在当該事業に関する事務は、存在しない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

・産学官連携による高度技術の開発に係る支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産学官連携による高度技術の開発に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同種の事業を行う場合は、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、現在当該事業に関する事務は、存在しない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	235	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。

【懸念の解消】

第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。

(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。

(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。

(地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。

根拠法令等

商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項
商工会議所法施行令第7条第1項第4号

第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3事項(目的、名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項であるとしても、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。

(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。

(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。

(地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。

4つの特性(地域性・公共性・総合性・国際性)を確保するために「全国的な統一性の維持」が必要であっても、国が運用指針等を定めることにより担保可能と考えられ、むしろ、定款変更の内容により窓口が分散していることのデメリットの方が大きい。

全国知事会からの意見

・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。

日本商工会議所による標準定款例は、法的拘束力がないため、本標準定款例を超えて定款変更がなされた結果、従来の商工会議所と性格が異なる団体となる恐れがある。

名称について、国民、商工業者が誤認混同を与えるような名称を付けることがないよう、全国的な見地から判断する必要がある。

また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかず運用指針等を整備し、統一性を維持し続けることは困難。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	334	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲				
提案団体	群馬県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体には変わりはない。
- ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など国境を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために国が指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がされているが、そのことのみをもって、一部の権限のみを国に残すことに具体的なメリットは不明である。
- ③少なくとも希望する団体に対しては、手挙げ方式により権限移譲が可能となるようにするなど、地域の実情に応じた処理ができるようにすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。

根拠法令等

商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取消しの処分等は、国の権限としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ①商工会議所は、「ア地域性—地域を基盤としている、イ総合性—会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される、ウ公共性—公益法人としての組織と活動などの面で強い公共性を持っている、エ国際性—世界各国に商工会議所が組織されている。」の4つの特性があるとされているが、ア～ウについては、都道府県は、商工会や農業協同組合等同様の性格を持つ組織の指導・監督を既に行っており問題ない。
- ②エに関して、経済産業省は、19回地方分権改革推進委員会提出資料で、「商工会議所の活動に対する日常的な監督は、都道府県に権限を移譲しているが、同会議所は国際関連業務も行っているため、組織の根幹に関わる権限は国が保持している。」としているが、国際関連業務である原産地証明が移譲の支障になっているというなら、許認可権限とは分けて、原産地証明の事務に関して国が登録認定するなどの仕組みに変えることも考えられる。
- ③また、一部の商工会議所では、EPAに基づく特定原産地証明書を発行しているが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務となっている(経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第8条)。
- ④都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取消しの処分等は、国の権限としている。

国際性に関して、日本商工会議所による特定原産地証明の発行以外にも、原産地証明書の発行については、各商工会議所の重要な事業(商工会議所法第9条第6号)であり、その他にも国境を越えた商事取引に関する仲介又は斡旋(同条第11号)、商事取引の紛争に関する斡旋、調停又は仲裁(同条第12号)も重要な事業である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	494	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管行政庁が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような二重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくとも済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。

ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を越えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲にはなじまないと考えられる。

また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことから都道府県等に権限移譲すべきものとする。

根拠法令等

商工会議所法第3条第2項以外

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。

なお、定款変更の認可権限のうち、目的、名称及び地区に係る事項以外は、第4次一括法により、届出制に変更した上で地方に移譲する旨改正したところであり、申請者(商工会議所)の負担軽減、ひいては県民サービスの向上につながるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性の確保については、都道府県間で運営・管理について統一的な基準を定めることで維持することが可能である。さらにいうと、国より都道府県の方が商工会議所との関係が強く、商工会議所について熟知しているといえるため、都道府県が権限の行使をする方が、4つの特性の確保に資するといえる。

商工会議所に係る国の権限については第4次一括法により、一部都道府県・指定都市に移譲されたものの、定款変更の認可の一部がいまだに国に残っており、二重行政となっている。二重行政を解消し、申請者の負担軽減及び県民サービスを図り、都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある施策の実現を目指すため、名称使用許可を除く全ての権限を移譲すべきである。

また、全国的に統一性を維持する必要がある場合には、国がガイドラインを示すことで対応可能といえる。

全国知事会からの意見

・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。

上記のように国の権限としている事項は、県内の商工会議所の熟知の程度とは関係なく、全国的に統一性を維持するためのものである。

また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかずガイドラインを整備し、統一性を維持し続けることは困難。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	592	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲				
提案団体	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求める。

なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは「商工会議所は…国境を越えた事業への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が…指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。

根拠法令等

商工会議所法第84条
商工会議所法施行令第7条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立や解散の認可等は、国の権限としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

商工会議所の4つの特性のうち、地域性、公共性、総合性については、各都道府県内の範囲にとどまる商工会議所については、都道府県へ権限を移譲しても支障はないと考える。国際性については、商工会議所の事務として特定原産地証明書の発行があるが、これは各商工会議所の事務ではなく、日本商工会議所の支所としての事務であり、日本商工会議所の権限のみを国が所管していれば支障はないと考える。都道府県へ権限移譲した場合に、どのような具体的な支障事例を想定されているかご教示いただきたい。

全国知事会からの意見

・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。
国際性に関して、日本商工会議所による特定原産地証明の発行以外にも、原産地証明書の発行については、各商工会議所の重要な事業(商工会議所法第9条第6号)であり、その他にも国境を越えた商事取引に関する仲介又は斡旋(同条第11号)、商事取引の紛争に関する斡旋、調停又は仲裁(同条第12号)も重要な事業である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	946	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。

【懸念の解消】

第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。

(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。

(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。

(地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。

根拠法令等

商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項
商工会議所法施行令第7条第1項第4号

第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3事項(目的、名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項であるとしても、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。

(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。

(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。

(地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。

4つの特性(地域性・公共性・総合性・国際性)を確保するために「全国的な統一性の維持」が必要であっても、国が運用指針等を定めることにより担保可能と考えられ、むしろ、定款変更の内容により窓口が分散していることのデメリットの方が大きい。

全国知事会からの意見

・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一体的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で根幹となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。

日本商工会議所による標準定款例は、法的拘束力がないため、本標準定款例を超えて定款変更がなされた結果、従来の商工会議所と性格が異なる団体となる恐れがある。

名称について、国民、商工業者が誤認混同を与えるような名称を付けることがないよう、全国的な見地から判断する必要がある。

また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかず運用指針等を整備し、統一性を維持し続けることは困難。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	424	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工業用水の用途拡大に関する規制緩和				
提案団体	熊本県、福岡県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続が供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。

植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。

工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。

雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。

【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。

根拠法令等

工業用水道事業法第2条
河川法第23条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

工業用水道事業法においては、工業用水としての水の需要が計画よりも少なく、工業用水道事業者が供給できる水の量に余力が生じた場合に、工業用以外の用途(人の飲用に適する水として供給するものを除く。)に水を供給することは妨げられていない。

なお、産業構造審議会地域経済産業分科会第5回工業水道政策小委員会における議論を踏まえて、今後、工業用水道事業の雑用水に関する制度改革(手続きの簡素化、供給条件の緩和等)を行う予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

第1次回答により、植物工場等や都市活動用水、船舶等への供給についても可能となるものと期待するとともに、工業用水道事業の雑用水に関する制度改革(手続きの簡素化、供給条件の緩和等)が早期に実施されることを要望する。

なお、雑用水に関する制度改革に実効性を持たせるためにも、併せて関連する規制(水利権等)に係る関係省庁との調整を要望する。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

工業用水道事業の雑用水に関する制度改革については、国土交通省と調整の上、本年度内に実施することを目指す。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	503	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲
工業用水道の届出・許可
給水能力の変更等の届出・許可
工業用水道事業に関する報告
水質測定項目免除の承認の申請 ほか

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県が行うべきである。
現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。
県ではこれまで工業用水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。

根拠法令等

工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第2項、第21条に規定する工業用水道の届出・許可
法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可
法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告
工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請
法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査

工業用水事業法は、工業用水事業の運営を適切かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。

国に届出・許可を申請することについては、工業用水の豊富低廉な供給の確保という観点から、国が産業政策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要件を備え、また、国民経済的に適切であるかどうか等について検証する必要があるため、今後とも国が手続きを維持することが重要である。

また、大規模災害の発生リスクが高まっている中で、災害に強い国土及び地域を作ることが急務であり、昨年、事前防災・減災に係る施策を国策として推進するため国土強靱化基本法が成立したところ。同法に基づく基本計画において、工業用水道の災害対応力の強化を進めることとしており、工業用水道の整備・強靱化を国の政策として実施していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

工業用水の豊富低廉な供給の確保という観点から、産業政策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要件を備え、また、国民経済的に適切であるかどうか等の検証については、法令や運用の基準を整備すれば都道府県でも可能であると考えます。

また、国土強靱化基本法第4条は、国と適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとあり、東日本大震災に見られるように、大規模災害時の住民や企業への支援の実施主体として都道府県の役割の大きさを踏まえると、都道府県の役割とすることが適当であると考えます。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県へ権限移譲すべきである。

各府省からの第2次回答

国全体として産業競争力・成長性を高めるためには、県域を越えた最適な産業立地政策（広域のクラスター政策や戦略産業育成政策など）を国の視点から進めることが重要であり、産業立地と密接に関わる工業用水道事業はこれらの政策との整合性を踏まえて進める必要がある。基本的に都道府県は産業立地において他の都道府県と競合関係にあり、上述の広域的な産業立地政策の視点で政策を進めることは困難である。

また、工業用水道施設、水源保全や地盤沈下の影響範囲等は複数の県域をまたぐ場合があり、さらに、国として工業用水道事業の広域化を進める方向性が示されている（「産業構造審議会第5回工業用水道政策小委員会」（平成26年5月経済産業省））中で、広域的な事業展開を行う事業者は今後も増えていく見込みである。仮に都道府県が権限を有した場合、これらの広域的な視点を踏まえた判断や関係自治体間の利害関係の調整等における公平・公正な判断が行えないおそれがある。

加えて、防災基本計画において工業用水道はライフラインと位置づけられており、その整備及び維持管理は国家の重要な機能確保の観点から極めて重要であり、国土強靱化基本法においても、大規模自然災害等から国民経済を守ることは国が果たすべき基本的な責任の一つであり、地方公共団体と連携しつつも、国がしっかりと計画を定めて行うものとされている。

なお、国としては、これまでも工業用水道事業者と緊密なコミュニケーションを図ることで地域の実情に応じた相談対応を心がけてきたところであるが、今回のご指摘を踏まえ、今後は工業用水道事業者以外の関係自治体からの意見聴取等も行うなど、これまで以上に地域の実情を踏まえた対応を目指してまいります。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	844	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみならず事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。

さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、事故の届出については、国所管の事業所であっても、販売店の所在する都道府県に届出することになっているなど、事務処理が混乱するおそれが指摘されている。

本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。

一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。

なお、現在、本県が所管する事業者数は約400事業所。このほか、複数の県域に跨る事業所として国が所管するものは県内に約10事業所。

根拠法令等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条1項、第3の2第3項、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第23条)、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、規則第133条

国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の中には、50以上の販売所又は保安機関の事業所がそれぞれ5以上存在しているケースもあり、国所管の液化石油ガス販売事業者や保安機関に係る仕組みを、事業所単位で基礎自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうことに加え、液化石油ガス販売事業者や保安機関の負担増(複数の市町村に事業所がある事業者の場合、その登録等を市町村が行うとすると、事業者は事業所のあるすべての市町村へ申請等を行わなければならない、事業者に対して著しい負担を強いることになる)になることから、全国一律に事業所単位で基礎自治体(市町村)が液化石油ガス販売事業者の登録等又は保安機関の認定等を行うようにすることはできない。

また、液石法に係る事務処理を都道府県から基礎自治体に権限移譲することは、地方自治法において、条例による事務処理の特例を認めており、都道府県は「条例の定めるところにより市町村が事務処理することができる。」(同法第252条の17の2)こととなっているため、現行制度においても対応は可能である。

なお、液化石油ガス販売事業者の登録等は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置する場合は国、一の都道府県の区域にのみ販売所を設置する場合にあっては当該都道府県に登録等を行うこととなっており、二重規制(行政)との御指摘はあたらない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「基礎自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうこと」との回答については、権限の委譲後も国が統一した指導マニュアルを策定すること等により、規制の実効性を確保することは可能である。

「事業者に対して著しい負担を強いることになる」との回答であるが、今回の提案の趣旨は事業者の利便性もさることながら、同一行政区域内の事業者の指導について、地元自治体が一義的に責任を負うことで、地域住民の安全を確保するというものである。

「現行制度においても対応は可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、国の権限に属する事務について、まずは地方へ移譲してほしいというものであり、県から基礎自治体(市町村)への移譲は、その次のステップの課題として、環境の整った基礎自治体から順次実施することを考えている。

「二重規制(行政)との指摘はあたらない」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、同一の行政区域に存する同一の事業を営んでいるものでありながら、その営業区域の大小により所管する官公庁が異なることをもって「二重行政」とし、それを解消することにより、効果的・効率的な指導監督体制を構築しようというものである。

全国知事会からの意見

・液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、市町村に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が増加することとなり事業者の負担が増大することから、市への移譲については慎重に検討すべきである。

国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関はそれぞれ約240、約570社あり、販売所及び保安機関事業所をそれぞれ69事業所/35都道府県、70事業所/36都道府県にまたがって設置している事業者もあるため、国の権限に属する事務を都道府県へ移譲した場合においても、事業者の申請コストが増大してしまうといった弊害が生じる。

仮にこうした事業者を各都道府県が管轄することとした場合、一つの事業者に対して複数の都道府県が指導を行う非効率が生じてしまう。こうした事業者に対し、効果的に指導を行うためには、国が広域的に対応することが規制の実効性・行政コスト・事業者コストの観点からも最適であると考えている(全国市長会からの意見にもある事業者コストの増大だけでなく、行政事務の細分化による行政コストの増大も懸念される。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	428	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃				
提案団体	苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市				
制度の所管・関係府省	経済産業省(資源エネルギー庁)				

求める措置の具体的内容

昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が1/2以下の補助金だけに同交付金を充当できるようになっているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弾力的運用を可能としたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】石油貯蔵施設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特段の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。

【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」の備考により、「国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの(一定割合「以内」の割合で負担又は補助することになっているものを含む。)以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。」とされている。それにも関わらず、昭和53年9月28日の「資源エネルギー庁石油部計画課長」通知により、補助の割合が1/2より高い事業に充当できないなど運用上の制限が課されている。

【解消策】立地交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事業につき何ら制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」では、すでに充当制限が撤廃されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」の充当制限が撤廃されれば、農山漁村地域整備交付金(うち農地防災事業、畜産環境総合整備事業等)事業など、国による補助率が1/2より高い事業にも充当が可能となり、同交付金の弾力的な運用と使途の拡大を通じ、更なる防災対策や住民の福祉向上が実現できる。

根拠法令等

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表
昭和53年9月28日付け、53資油計第16号
資源エネルギー庁石油部計画課長通知
特別会計に関する法律(第85条第2項第2号へ)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国の財源に限りがある以上、自治体のニーズに細やかに対応するためにも、他に国庫補助のない事業への支援を原則とすることが有益である。一方で、自治体からの要請に応え、現行規定上、他の国庫補助がある場合にも、真に必要があると認められる事業については、本交付金の配分を認めるという柔軟な運用をしているところであるが、事業費の2分の1以上を他の国庫補助により措置できる事業は、本交付金の交付が真に必要である事業とは認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

石油貯蔵施設立地等の市町村にとっては、防災施設等の整備に係る財政負担は大きいものである。各府省からの第1次回答には「真に必要とされる事業には柔軟に対応しているところではあるが、事業費の2分の1以上を他の国庫補助により措置できる事業は、本交付金の交付が真に必要である事業とは認められない。」とあるが、「真に必要とされる事業」の基準についてご教授いただきたい。石油貯蔵施設立地対策等交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事業につき何ら制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」は、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「地方の裁量拡大」の指摘を受けて、充当制限が見直されている。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本交付金は、石油貯蔵施設の周辺自治体における消防設備等の整備にかかる財政負担を軽減するため、特に定額補助とした上で、必要予算額を確保しているもの。現在、執行率は約98%（入札による減等があるため、実質は100%）と高い水準を維持しており、予算の制限が非常に厳しい中で各自治体の様々なニーズに応えていくためには、事業費の2分の1以上を他の補助金により措置できる事業まで、本交付金により支援することは適切ではないと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 53

管理番号	375	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省(資源エネルギー庁)				

求める措置の具体的内容

採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。

【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。

根拠法令等

採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項

提案事項の重要性については十分理解している。
一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

犯罪対策閣僚会議「世界一安全な日本」創造戦略」や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。

全国知事会からの意見

- ・採石業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようにするべきである。
- ・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見通しを明示していただきたい。
- 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。

提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。
今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	853	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省(資源エネルギー庁)				

求める措置の具体的内容

石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とするものであるが、交付対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共用施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

根拠法令等

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

当該交付金事業は、補助金適化法対象である以上、申請内容について交付目的に照らし適切か否か、国として十分に内容を審査した上で、交付決定をする必要があることから、事業採択における権限委譲は、適切ではない。なお、現行規定上、交付対象については、自治体からの要望を踏まえ、可能な限り拡大してきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業採択についてはやむを得ないが、交付対象については制限しないなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

当初の提案事項については対応不可である。
交付対象については、交付目的に照らし合わせ、「施設の整備」として必要と考えられるものを、具体的な要望を踏まえ、これまでも拡大してきたところである。
今後も、各自治体の要望、交付金の趣旨や適切な予算執行の確保の観点等を踏まえ、制度の改善・拡充につき検討してまいりたい。